

【EU】建物のエネルギー性能に関する指令の改正

EUでは、域内の建物のエネルギー性能向上を目的とした指令（Directive 2010/31/EU）が2010年に制定された。同指令は、建物のエネルギー性能の認証、建物の新築・改修におけるエネルギー性能の要件、冷暖房や温水供給など建物内の技術的設備全体のエネルギー性能について規定している（本誌246号（2010年12月）pp.17-41参照）。2018年6月19日、同指令を改正する指令が公布された（Directive (EU) 2018/ 844）。改正指令は、2050年までに既存の建物の「ゼロ・エネルギー建物」（断熱性能・省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用等によって、エネルギー収支ゼロを目指した建物）への改修を促すため、各加盟国が国家レベルの長期戦略を策定することを定めている。また、このような改修を支援するための投資促進のほか、エネルギー効率を改善するスマート技術の活用促進、電気自動車用の充電スタンドの設置拡大についても規定している。

海外立法情報課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018L0844>

【EU】自動車認証制度の改正

2018年6月14日、自動車の認証及び市場監視に関する規則が公布された（Regulation (EU) 2018/858）。同規則は、2007年の指令（Directive 2007/46/EC）に代わり、EU域内の自動車認証制度について規定するもので、2020年9月1日から適用される。2015年に発覚したフォルクスワーゲン社の排ガス不正問題を受けて、新たな規則では、監督体制の強化が目指されている。新規則は、新型車の販売に先立ち実施されている検査・型式認証に加えて、既に域内の市場に出回っている自動車について、各国当局が抽出検査を行うことを義務付けている。検査の結果、危険性や規則違反が見つかった場合には、製造元に是正措置を命じなければならない。また、EUレベルでの監督体制を強化するため、欧州委員会に対して製品の検査やリコールを行う権限を付与している。規則違反の場合には、製造元又は検査機関に対し、1台当たり3万ユーロ以下の罰金を科すことが可能となる（1ユーロは約130円）。

海外立法情報課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R0858>

【フランス】学校教育機関における携帯電話の使用禁止

2018年8月3日、ネットいじめからの保護、授業への集中及び生徒間のコミュニケーションの促進を目的として、学校教育機関における携帯電話の使用の枠組みに関する法律第2018-698号が制定された（同日施行）。これにより、教育機関の内外を問わず、教育に関するあらゆる活動が行われている間（休憩時間も含む。）に、教育上の使用及び教育機関の内規で明白に許可された場所での使用を除き、幼稚園、小学校及び中学校の生徒による、携帯電話及び他の全ての電子通信端末機器の使用が禁止される。また、高校においては、内規に機器の使用を禁止する規定を置くことができるとされた。ただし、これらの禁止規定は、障害又は慢性的な健康問題を抱える生徒が使用を許可されている機器には適用されない。この規定に違反すると、指導者、教育者又は監督者に相当する者により機器が没収される。機器の没収及び返却の方法は、内規で定める。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000037284333

【フランス】AED 設置を義務付ける法律

フランスでは、毎年約 5 万人が心室細動で死亡しており、現在、家庭外での生存率は約 5% である。これを引き上げる目的で、2018 年 6 月 28 日、心臓の除細動器に関する法律第 2018-527 号が制定された（同日施行）。特定の公衆受入施設（*établissement recevant du public*）は、自動体外式除細動器（AED）を目につきやすく使いやすい形で設置することが義務付けられる。設置義務が課される施設の規模及び種類はデクレ（政令に相当）で定める。同一の敷地内に複数の施設がある場合には、AED を共有することができる。施設の所有者は、AED 及びその付属品の整備を確実に行わなければならない。また、AED の設置場所、使いやすさに関する全国規模のデータベースを創設することが定められている。データベースの開発・管理はデクレが指定する機関が行い、データベースに登載される情報及びその提供方法は、保健衛生担当大臣によるアレテ（省令に相当）で決定される。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000037116260

【ドイツ】政党への国庫補助金支給額に関して政党法等を改正する法律

ドイツの政党は、国民の政治的意思形成に協力するという任務を基本法（憲法）第 21 条において規定されており、これに基づき、その活動資金として国庫補助金を支給することが政党法（BGBI. 1994 I S. 149）によって規定されている（本誌 266-2 号（2016 年 2 月）pp.12-13 参照）。国庫補助金の受給要件は、直近の欧州議会選挙、連邦議会選挙又は州議会選挙における一定以上の得票率で、順に 0.5%、0.5%、1.0% 以上である。国庫補助金は、得票要件を満たす選挙の得票数の合計と、支援金（党費、寄附金及び議員分担金）の受領総額に応じて、各政党に配分される。政党への国庫補助金（年額）は、得票 1 票につき 0.83 ユーロ（1 ユーロは約 130 円）、支援金 1 ユーロにつき 0.45 ユーロで算出される。ただし、支給する国庫補助金は政党の年間収入（支援金、財産収入及び事業収入）を超えてはならず（「相対的上限」）、また国庫補助金の支給総額についても上限が定められている（「絶対的上限」）。

近年は、絶対的上限による国庫補助金の減額支給が常態化していたため、国庫補助金の支給総額（絶対的上限）を、1 億 6500 万ユーロから 1 億 9000 万ユーロ（2019 年以降）に一度に引き上げる政党法等の改正が行われた。法案は、連立与党のキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）及び社会民主党（SPD）が 2018 年 6 月 8 日に連邦議会に提出し、6 月 15 日に連邦議会にて可決、7 月 6 日に連邦参議院で成立した。同法は、7 月 10 日に連邦大統領が認証し、7 月 13 日に公布され、7 月 14 日に施行された（BGBI. 2018 I S. 1116）。全 4 条から成る条項法で、第 1 条から第 3 条で政党法、連邦選挙法（BGBI. 1993 I S. 1288, 1594）及び欧州選挙法（BGBI. 1994 I S. 423, 555, 852）をそれぞれ改正し、第 4 条で施行日を規定する。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2362/236215.html>

【ドイツ】 デジタル化社会のニーズに著作権を適合させる法律（著作権知識社会法）

教育や非商業目的の学術研究における著作物の利用規制に関して、デジタル時代のニーズに対応するため、著作権法 (BGBI. I 1965 S. 1273) 等を改正する「著作権知識社会法」(BGBI. I 2017 S. 3346) が 2017 年 9 月に成立し、2018 年 3 月 1 日に施行された。この改正により、著作権法で保護される著作物（テキスト、画像、フィルム）の図書館、文書館、博物館及び教育機関での利用ルールについて、これまで分散していた規定が第 6 節「適法な使用による著作権制限」に新設された第 60a 条から第 60h 条にまとめられ、具体的に規定された。また、データマイニング規制が初めて盛り込まれ、契約による利用権と妥当な使用料や、ドイツ国立図書館やドイツ特許商標庁のための利用許可についても規定された。施行から 4 年後に、同法の評価と連邦議会への報告が行われることも規定された。この改正は、関連する EU 指令 (96/9/EC、2001/29/EC、2006/115/EC、2012/28/EU) にも対応している。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/810/81080.html>**【ロシア】 極東における電子ビザ適用地域の拡大**

2017 年 8 月から、ロシア極東のウラジオストク自由港地域（ウラジオストク港及びウラジオストク国際空港）において、日本、中国、北朝鮮、インド等の 18 か国を対象として、インターネットで申請可能な電子ビザ制度が開始された。2018 年 1 月には、サハリン州コルサコフ港及びカムチャッカ地方ペトロパブロフスク・カムチャッキー港並びに複数の陸路（鉄道・自動車道）における国境検問所にも、電子ビザの適用地域が拡大された。さらに、2018 年 7 月 19 日連邦法第 202 号「極東連邦管区に所在するロシア連邦航空国境検問所における電子ビザによる外国人の簡易入国手続拡大に関連する各連邦法令の改正に関する法律」により、ペトロパブロフスク・カムチャッキーのエリゾヴォ空港、ハバロフスク地方ハバロフスクのハバロフスク新空港、サハリン州ユジノサハリンスクのホムストヴォ空港等、極東連邦管区の 5 か所の空港にも新たに適用地域が拡大された。加えて、空港の整備が終了次第、マガダン州及びサハ共和国の空港にも適用が拡大される予定である。2018 年 7 月 19 日の公布から 30 日後に施行される。

海外立法情報課・徳永 俊介

・ <http://kremlin.ru/acts/news/58068>

【ロシア】ロシア郵便公社の株式会社化

2018年6月29日連邦法第171号「ロシア郵便公社の改組及びロシア郵便株式会社の活動原則並びに各連邦法令の改正に関する法律」により、郵便や金融におけるネットワークのアクセス及び質の向上を目的として、ロシア郵便公社が株式会社へと移行することとなった。ロシア郵便公社は、正式には国家単一企業体ロシア郵便と称する。ロシアの法律の規定では、単一企業体とは、国及び地方自治体のみが設立することができる、資産所有者によって提供された資産の所有権を有さない営利団体のことを指し、その資産は出資額に応じて分配することができない。また、株式会社は公開会社と非公開会社の2種類に分けられ、いずれも株式の発行が認められるが、後者では情報開示の要求が緩和される。今回の立法では、ロシア郵便は政府が株式の100%を保有する非公開会社になり、①株式会社移行に伴う組織改革として株主、取締役会、執行機関等に関する規定を定めること、②1993年2月11日連邦法第4462-1号「公証人法」、1999年7月17日連邦法第176号「郵便網に関する法律」等関連する諸法令を同時に改正すること、③この組織改革による従業員の削減は認めないこと等も定められた。一部の条文を除き、2018年10月1日から施行される。

海外立法情報課・徳永 俊介

・ <http://kremlin.ru/acts/news/57900>**【韓国】憲法裁判所による良心的兵役拒否に係る憲法不合致決定**

男性に兵役の義務（陸軍の場合は1年9か月）を課している韓国の兵役法は、兵役の種類として、現役、予備役等の5種類を定めているが（同法第5条第1項）、兵役に代わる代替服務制を定めていない。そのため、宗教上の理由等による良心的兵役拒否者（年間500人前後）は、3年以下の懲役刑（量刑相場は1年6か月）に服することを余儀なくされてきた。2018年6月28日、憲法裁判所は、代替服務制の定めのない同法第5条第1項の規定は、良心的兵役拒否者の良心の自由を侵害しており、代替服務制を導入しても、服務期間等について公平性を確保すれば、良心を口実とした兵役忌避者の増加を防げるとして、同規定に対し、憲法不合致（違憲状態だが直ちに無効としない）決定を下した。立法者に対しては、2019年12月31日を期限として代替服務制導入のための立法措置を講じることが義務付けられ、期限までに立法措置が講じられない場合は、同規定は無効となり良心的兵役拒否者の処罰はできなくなる。なお、兵役忌避等に対する処罰を定めた同法第88条第1項の規定に対しては、合憲決定が下された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://ecourt.court.go.kr/coelec/websquare/websquare.html?w2xPath=/ui/coelec/dta/casesrch/EP4100_M01.xml&eventno=2011%ED%97%8C%EB%B0%94379

【韓国】自転車乗車時のヘルメット着用義務化

韓国の道路交通法では、これまで、自転車の運転者に対し、子供（13歳未満）の同乗者にヘルメットを着用させることが義務付けられていたが（同法第50条第4項）、運転者本人のヘルメット着用は義務付けられていなかった。2018年3月27日、同法が改正され、全ての自転車の運転者及び同乗者に対し、自転車乗車時のヘルメット着用が義務付けられた。個人所有の自転車だけでなく、地方公共団体が運営するコミュニティサイクル等の乗車時にもヘルメット着用が義務付けられる。ただし、ヘルメット未着用時の罰則規定はない。改正法の施行（同年9月28日）を前に、ソウル特別市のコミュニティサイクル（愛称：タルンイ）が同年7月～8月に試験的にヘルメットの無料貸出を実施した際には、盗難が相次いだほか、衛生上の課題も指摘された。今後のコミュニティサイクル拡大に対するマイナスの影響が憂慮されている。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1V8Z0I2E2N1O1A7U5E7N2E9U3Z8M4

【韓国】コーヒー等の高カフェイン含有食品の校内販売全面禁止

2018年3月13日、「子供の食生活安全管理特別法」が改正され、「高カフェイン含有食品」（1ml当たり0.15mg以上のカフェインを含む食品）の小学校、中学校及び高校における校内販売が全面的に禁止された（2018年9月14日施行）。近年、子供のカフェイン過剰摂取が問題となっている韓国では、2013年の同法改正により、一部の高カフェイン含有食品の校内販売を制限又は禁止することが可能となった（本誌256-2号（2013年8月）p.31参照）。しかし、そのときは、主にエナジードリンクの販売を規制することを目的としており、代表的な高カフェイン含有食品の一つであるコーヒーは、校内販売規制の対象外となっていた。今回の法改正により、コーヒーをはじめとする全ての高カフェイン含有食品の校内販売（教職員向けを含む。）が禁止された（第8条第2項）。違反者は、1千万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の過料に処される（第29条第1項第2号）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1J7B0X2N1H5L1L4N3V5K3G4M6R8O4

【台湾】有機農業促進法の制定

2018年5月8日、台湾立法院で有機農業促進法が可決され、同月30日に公布された（施行は公布の1年後）。同法は、総則、有機農業の普及、認証及び認証機関の管理、有機農産品の管理、罰則、附則の全6章42か条から成る。有機農業は、自然循環機能に基づき、化学肥料や農薬を使わず、遺伝子組換え技術を使用しないものと定義され、立法目的として、国土資源、生態系、生物多様性、動物福祉及び消費者の権利利益の保護、農業及び資源利用の持続可能性の促進が掲げられている。有機農業耕地面積の目標値及び関連予算、有機農産品の市場開拓、研究開発、人材育成等の内容を含む国の有機農業促進計画を4年ごとに策定することが定められ、中央・地方政府に対し有機農業普及のための施策の実施を義務付けている。また、認証制度、有機農産品の管理強化等に関して、10か条にわたり罰則を定めている。2018年5月末現在、台湾の有機農業耕地面積は9,201ha（全耕地面積の1.1%）であり、政府はこれを2027年に40,000ha（同5%）まで拡大することを目指している。

海外立法情報課・岡村 志嘉子

・ <https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7366:2-19>

【オーストラリア】スポーツ番組のギャンブル広告の規制

オンライン・コンテンツ・サービス・プロバイダ（以下「プロバイダ」）が放送（動画配信）するギャンブル広告等に制限を課す 2018 年通信法改正（オンライン・コンテンツ・サービス及びそのほかの措置）法（2018 年法律第 28 号）が、2018 年 4 月 11 日に成立した。オーストラリア通信メディア庁（Australian Communications and Media Authority: ACMA）が同法に基づく権限を行使する。この法律によりプロバイダは、午前 5 時から午後 8 時 30 分までの間、スポーツイベントのライブ放送開始 5 分前から終了 5 分後まではギャンブル広告の放送を禁じられる。さらに、解説者による賭け予想及び主催者がイベント会場で行う広告に対しては、開始 30 分前から終了 30 分後の禁止という、より厳格な規定が適用される。連邦政府は 2017 年 5 月に放送事業及びコンテンツ改革パッケージを公表し、その目的の一つとして、児童をスポーツ番組のギャンブル広告から保護することを挙げており、今回の法改正につながった。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillhome%2Fs1106%22>

【ニュージーランド】家庭内暴力の被害者を保護する法律

2018 年 7 月 30 日、ニュージーランドで「2018 年家庭内暴力—被害者保護法」（2018 年法律第 21 号）が成立した（2019 年 4 月 1 日施行）。同法により、家庭内暴力の被害者である被用者は、年間で 10 日の有給休暇の取得を始めとする権利を得る。家庭内暴力の発生時期は問われず、雇用以前に発生していた場合も、同法の適用対象となる。雇用主は被用者から、家庭内暴力の証拠となる書類の提出を受けた場合、10 就業日以内に、申請が認められたか否かについて、書面により通知しなければならない。さらに雇用主は、家庭内暴力被害者を支援する専門家によるサービスに関する情報を、申請者に提供しなければならない。同法案の審議過程では、ビジネスにおける経済的な影響を懸念する議員からの反対意見も多くあったが、63 票対 57 票の僅差で可決した。家庭内暴力の被害者に対する有給休暇の付与等は、2004 年にフィリピンで法制化されていた。同法が世界で 2 番目の立法となる。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ http://www.legislation.govt.nz/act/public/2018/0021/latest/DLM7054315.html?search=ta_act_D_ac%40ainf%40anif_an%40bn%40m_25_a&p=2

【フィリピン】給食プログラム法の制定

2018 年 6 月 20 日、栄養不良児のための食事提供を制度化することを目的として、給食プログラム法（R.A. 11037. 全 16 条）が制定された。フィリピンでは急性栄養失調に苦しむ子供が約 600 万人いるとされ、これまで社会福祉開発省や地方政府、民間団体等による食事提供が行われてきた。この法律では、公立保育園（3 歳から 5 歳まで）、公立学校（幼稚園児から小学校第 6 学年まで）において、フィリピン食事摂取基準に基づく 1 日の必要摂取量の 1/3 以上の栄養が摂取できる食事を少なくとも 1 日 1 回、1 年に 120 日以上提供することが規定されている。本プログラムは社会福祉開発省と教育省が中心となり実施される。また、国の食品・栄養に関する政策や戦略を策定する国民栄養協議会（National Nutrition Council）は、飢餓や栄養不良の度合いが高い個人や集団、地域を特定するために、既存の中央・地方政府諸機関の栄養データベースを統合し、国民栄養情報システムを構築する。

海外立法情報課・山崎 美保

・ <http://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/06jun/20180620-RA-11037-RRD.pdf>